

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険 保険料収納事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、保険料収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険収納事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

## 評価実施機関名

世田谷区長

## 公表日

令和5年12月18日

## I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>		
①事務の名称	国民健康保険 保険料収納事務	
②事務の概要	国民健康保険法ほか法令に基づき、保険料収納・滞納整理の事務を行う。	
③システムの名称	SKY2保険料収納システム、SKY2国民健康保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー、電話催告システム、保険料収納支援システム	
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>		
収納管理台帳ファイル、滞納整理台帳ファイル		
<b>3. 個人番号の利用</b>		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30	
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、44、58、62、80、87、93、120	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	保険料収納課	
②所属長の役職名	保険料収納課長	
<b>6. 他の評価実施機関</b>		
-		
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>		
請求先	区政情報課	
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
連絡先	保険料収納課	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人以上か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-7-②所属長	保険料収納課長 畑中 健	保険料収納課長 太田 一郎	事後	
平成28年7月1日	II-1 対象人数	平成26年5月23日	平成28年7月1日	事後	
平成28年7月1日	II-2 取扱者数	平成26年5月23日	平成28年7月1日	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成28年7月1日	平成29年5月1日	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成28年7月1日	平成29年5月1日	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	保険料収納課長 太田 一郎	保険料収納課長 尾野 聰始	事後	
平成30年5月1日	II-1 対象人数	平成29年5月1日	平成30年5月1日	事後	
平成30年5月1日	II-2 取扱者数	平成29年5月1日	平成30年5月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名 (旧:所属長)	保険料収納課長 尾野 聰始(所属長の氏名)	保険料収納課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数	平成30年5月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数	平成30年5月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(追加)	様式変更により項目追加	事後	
令和4年10月1日	I-1-③システムの名称	SKY2保険料収納システム、SKY2国民健康保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー	SKY2保険料収納システム、SKY2国民健康保険、番号連携サーバー、中間サーバー、電話催告システム、保険料収納支援システム	事前	
令和4年10月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、44、58、62、80、87、93、119	番号法第19条第8号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、44、58、62、80、87、93、120	事前	
令和4年10月1日	II-1 対象人数 (人数)	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和4年10月1日	II-1 対象人数 (時点)	平成31年4月1日	令和4年5月1日	事前	
令和4年10月1日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日	令和4年5月1日	事前	
令和5年11月1日	II-1 対象人数 (時点)	令和4年5月1日	令和5年11月1日	事後	
令和5年11月1日	II-2 取扱者数	令和4年5月1日	令和5年11月1日	事後	